

次代につなぎ 未来につなぐ 相続登記

土地や建物の不動産を相続したときは、不動産の所在地を管轄する法務局に「相続による所有権移転登記」の申請をしましょう。

申請をしないままにしておくと、誰が所有者か分からなくなり、様々な問題が発生するおそれがあります。



相続登記をしないと発生するおそれのある様々な問題

売却したいが、すぐに売買による所有権移転登記ができない。

空き家の所有者が不明で、利活用のための交渉ができない。

第2次、第3次の相続が発生して、連絡が取れない法定相続人がでてくることで手続きがますます難しくなる。



災害復旧や防災のための工事をしたいが所有者と連絡が取れない（防災・減災、災害復旧に大きな努力・時間がかかる）。



森林の所有者が分からず、放置され荒廃してしまう。



再開発計画地の地権者との交渉が進まない。

相続人から依頼を受けた司法書士（国家資格）は、法務局へ登記の申請をすることができます。

法務省ホームページ「未来につなぐ相続登記」

http://www.moj.go.jp/MINJI/souzokutouki_top.html

法務局ホームページ「不動産登記申請手続」

<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/touki1.html>

高知地方法務局ホームページ「登記手続相談（予約制）のお知らせ」

<http://houmukyoku.moj.go.jp/kochi/page000003.pdf>



高知地方法務局

<http://houmukyoku.moj.go.jp/kochi>

土地や建物の「相続による所有権移転」登記は、不動産の所在地を管轄する法務局に申請が必要です。

相続人（または相続人から依頼を受けた司法書士）が行うこと

土地や建物の名義を確認

戸籍をたどって法定相続人を確認

適式な遺言がない場合は、誰がどの遺産を相続するかなどを相続人が決めて書類を作成

登記に必要な添付書類を集める

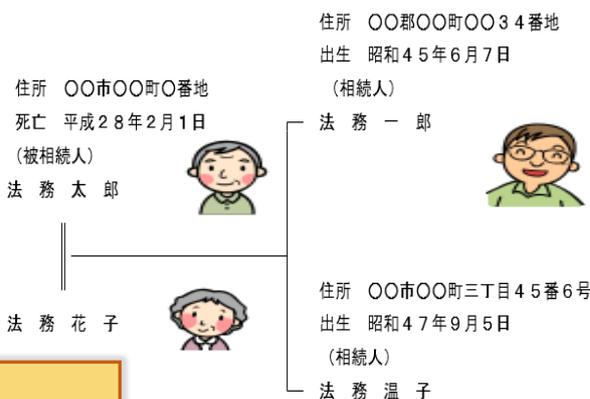
登記申請書を作り、添付書類を整える。

登録免許税を納める。

登記申請書類を管轄の法務局に提出する



被相続人 法務太郎 相続関係説明図



登記申請書

登記の目的 所有権移転
原因 平成 年 月 日相続
相続人 (被相続人)
連絡先の電話番号 - - -
添付書類
登記原因証明情報 住所証明書
平成 年 月 日申請 法務局
課税価格 金 円
登録免許税 金 円
不動産の表示
1 土地の所在



登記の申請を受けた法務局が行うこと

登記申請書の受付

書類の審査（必要に応じて補正を促す。補正できない場合は取下げ又は却下決定。）

登記官が登記を実行する

登記識別情報通知書・登記完了証を作成する

- ・登記識別情報通知書・登記完了証を受領する
- ・必要に応じて「登記事項証明書」を取得する



相続した建物が未登記の場合や土地を2つに分けて相続する場合などに、現地における建物の調査、境界の調査、測量・図面作成、書類作成、登記申請等を専門に行うのは土地家屋調査士です。



高知地方法務局

詳しくは「登記手続相談窓口（予約制）」へ
電話番号（代表）088-822-3331